

外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義: 日本での理容業、美容業を含むヘアサロンを対象とする。ただし、エステティック、マッサージを行う場合も含む。

1. 外資参入規制	
(1) 外資参入の可否	外資100%での参入可。
(2) 外資の出資比率の規制 (地場企業との合併で参入可能な場合のみ。また、ASEAN内、ASEAN外からの投資で差がある場合、他国との2国間・多国間FTAで特別な国に対する優遇条件がある場合はその旨を明記)	カンボジアで土地を所有するか、所有する予定である場合、外国人の総所有株式比率は49%を超えてはならないが、それ以外の場合は出資比率の制限は無い。
(3) 最低資本金に関する規制	カンボジアでは額面株式制度を採用しており、最低資本金額は400万リエル。 ※額面株式とは、株券に金額表示があるものをいい、額面金額を下回る価額で、新株式を発行することはできない制度となっている。また、額面金額とは、企業が最初に株式を発行したときの、1株あたりの金額のことをいい、カンボジア会社法上、1株当たりの額面は、4000リエル(約1ドル)となっている。
(4) その他、外資に対する特殊な規制	特になし。
(5) (1)～(4)の根拠法	改正投資法第8条、会社法第143条、第144条、第283条
(6) 外資規制の運用実態(規制と運用が違う場合は記述)	外資によるカンボジア投資について、100%外国出資の形態をとる場合が多くなっている。
2. 投資奨励策・外資優遇措置	
(1) 投資奨励業種の該非	投資奨励の対象外。
(2) 税制優遇措置等	特になし。
(3) 投資奨励の運用実態	特になし。
3. フランチャイズ・ビジネスに関する規制(特に開始前後の登録・許認可制度)	
(1) フランチャイズでの事業展開に対する関連法規の有無	有り。
(2) 関連法規がある場合は、その名称	カンボジア商標法第52条、2015年3月12日付ライセンス契約及びフランチャイズ契約の登録に関する通知書第0738号
(3) 登録・許認可制度がある場合は、その内容	上記の法令によれば、ライセンス契約及びフランチャイズ契約は商業省において登録しなければならないとされている。登録を行わない限り、仮に第三者から権利侵害などがあった場合に、第三者に対して対抗することはできないとされている点、留意が必要である。
(4) 登録・許認可制度の窓口(日本語・英語)および関連サイト	商業省知的財産局(Department of Intellectual Property Rights)、サイト: http://www.cambodiaip.gov.kh/
(5) 登録・許認可制度に関連して特に外資を制限する場合、他国にない特殊な規制がある場合はその内容	特になし。
(6) 外資が子会社を設立し、その子会社をマスターフランチャイジーとすることができるか(店舗設置・運営をする場合は、1. 外資規制と関係するため、店舗運営を含まない場合を想定)	特に規制なし。
(7) 現在、フランチャイズ関連法規が無い場合、立法に向けた動きがあるか。ある場合はその進捗・見通しを記載。	カンボジアでは、2010年からフランチャイズについての規定が含む商事契約法草案が起草されており、現時点では、省庁間の協議段階にあるが、いつ成立するかについて未定である。

外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義: 日本での理容業、美容業を含むヘアサロンを対象とする。ただし、エステティック、マッサージを行う場合も含む。

4. 企業設立・営業許可・出店規制(外資の有無を問わないが、外資・地場の取扱いが違う場合はその点も明記)

(1) 企業設立・営業許可(ビジネス・ライセンス等)、登録、届出などの有無、手順(審査事項、要件など)	商業省における登録、税務局における税務登録、労働省における会社設立の届け出、美容外科センター及び美容ケアセンターは保健省、小規模美容室は区役所、マッサージ・スパは観光省から許可を取得する必要がある。
(2) ライセンス名称、所管省庁・機関、事業関連法	2. 営業許可参照
(3) 出店可能な場所に対する制限(営業許可取得要件となっている場合はその旨も記載)	業種横断的な出店規制は、特になし。
	業種ごとの出店・賃貸借契約の制限は、特になし。
(4) 営業開始後の検査・報告等(定期検査・定期報告・情報開示義務など)	特になし。
(5) 営業許可取得などに関する運用実態(特に地場企業と外資企業とで差がある場合は記述)	特になし。

5. 就業者に必要な資格

(1) 就業者の資格所持要件	美容外科センター設立の場合は、医者の資格が営業許可取得要件となっている。
(2) 外国人雇用の可否・制限	雇用者は、カンボジア人に資格および専門知識を有する者がいない場合において、これらの経験を有する外国人労働者を雇用することができる(改正投資法第18条)。また、雇用者はカンボジア人労働者の10%以下の数で外国人を雇用することができる(外国人労働者の就業に関する政令)。10%の内訳は、外国人オフィスタッフ3%、専門知識を有する外国人従業員6%、通常外国人従業員1%のとおり。なお、これ以上雇用する必要がある場合、雇用する必要がある外国人の技術知識や専門等を含む詳しい情報及びその理由を提出し、労働省から許可を取得することができる。
(3) 外国からの短期出張者による指導の制限	特に制限なし。
(4) 現地人雇用義務	カンボジアにおける企業は、カンボジア人を優先的に雇用しなければならないが、必要がある場合は外国人を雇用することができる(2014年8月20日付外国人の労働についての省令第196号)。
(5) その他、外国人・現地人雇用に係る運用実態	特になし。

6. その他

(1) 現地の商慣習等による事実上の規制など、事業展開にあたって注意すべき点	カンボジアでは、看板掲示につき、区役所(Khan)のOne Window Serviceからライセンスを取得する必要があり、印紙税(看板税)をも支払う必要がある。※看板掲示を行う場合、留意が必要。
(2) 企業設立から営業開始までの手続きフロー、所要時間、費用	3. 手続きフロー参照